

# 令和5年度 介護保険サービス 提供事業者説明会



静岡県 危機管理部  
原子力安全対策課



# 浜岡原子力発電所の状況

令和4年4月1日現在

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
	廃止措置中		施設定期検査中		
原子炉形式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型 沸騰水型軽水炉
電気出力	54万kw	84万kw	110万kw	113.7万kw	138万kw
原子炉設置許可	昭和45年 12月10日	昭和48年 6月9日	昭和56年 11月16日	昭和63年 8月10日	平成10年 12月25日
営業運転開始	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,505体 (872体)
運転状況	運転終了：平成21年1月30日 廃止措置開始： 平成21年11月18日		平成23年5月6日 国が全号機停止を要請 3号機：平成22年11月29日～ 定期検査中 4号機：平成23年5月13日停止 5号機：平成23年5月14日停止		

※：括弧内は使用途中の燃料体

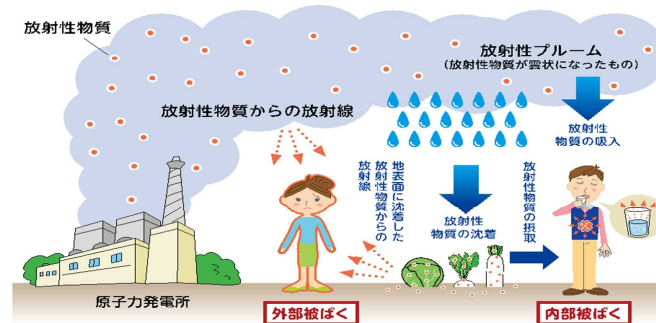
## 原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。  
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

## 原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。

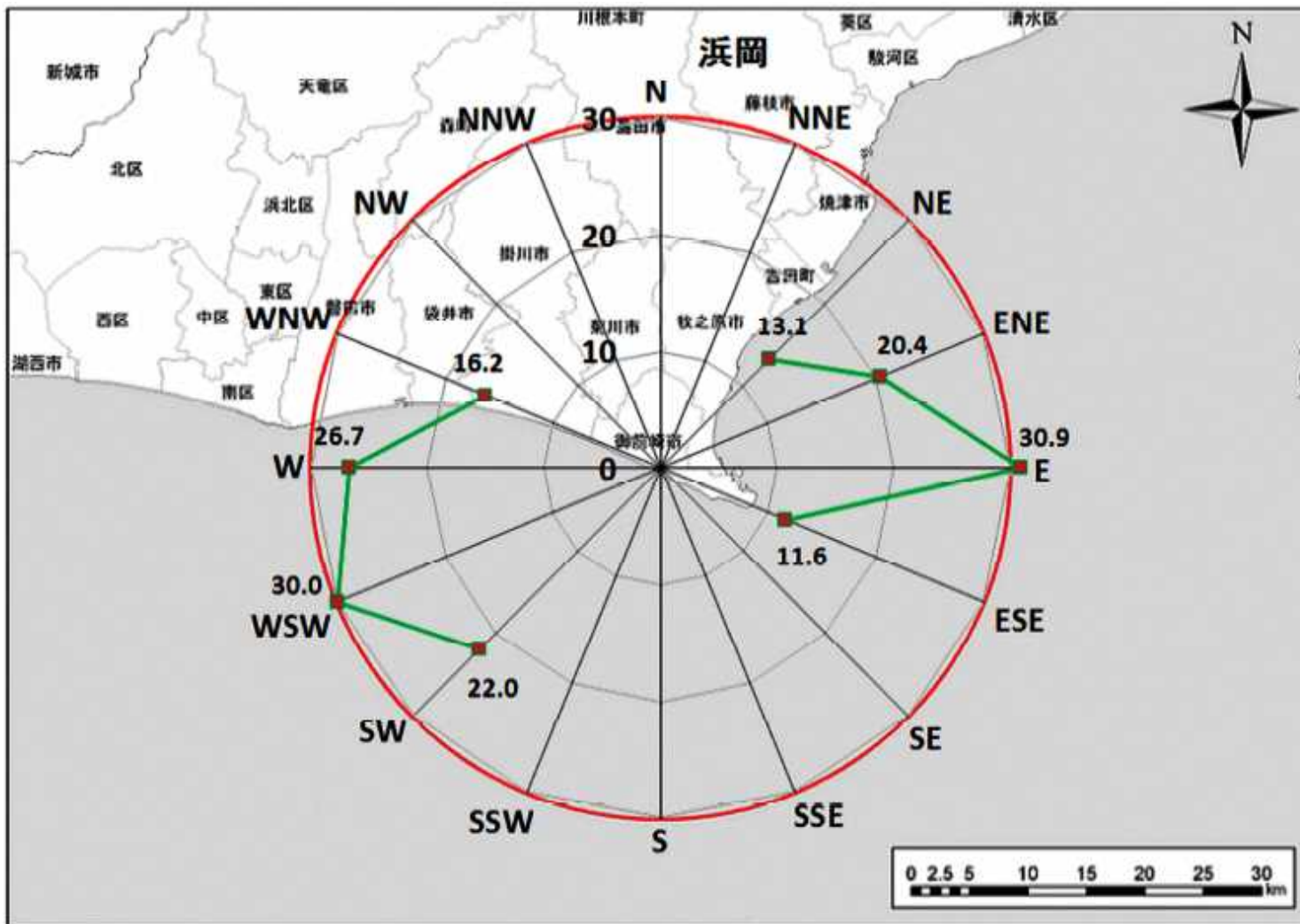


### UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域  
発電所から概ね31km圏内  
牧之原市の一部、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、  
焼津市、藤枝市の一部、島田市の一部、森町の一部、磐田市の一部

### PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域  
発電所から概ね5km圏内  
御前崎市、牧之原市の一部



承認番号 平18総便 第294-362号

サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した計算



# 対象となる地域

## UPZ

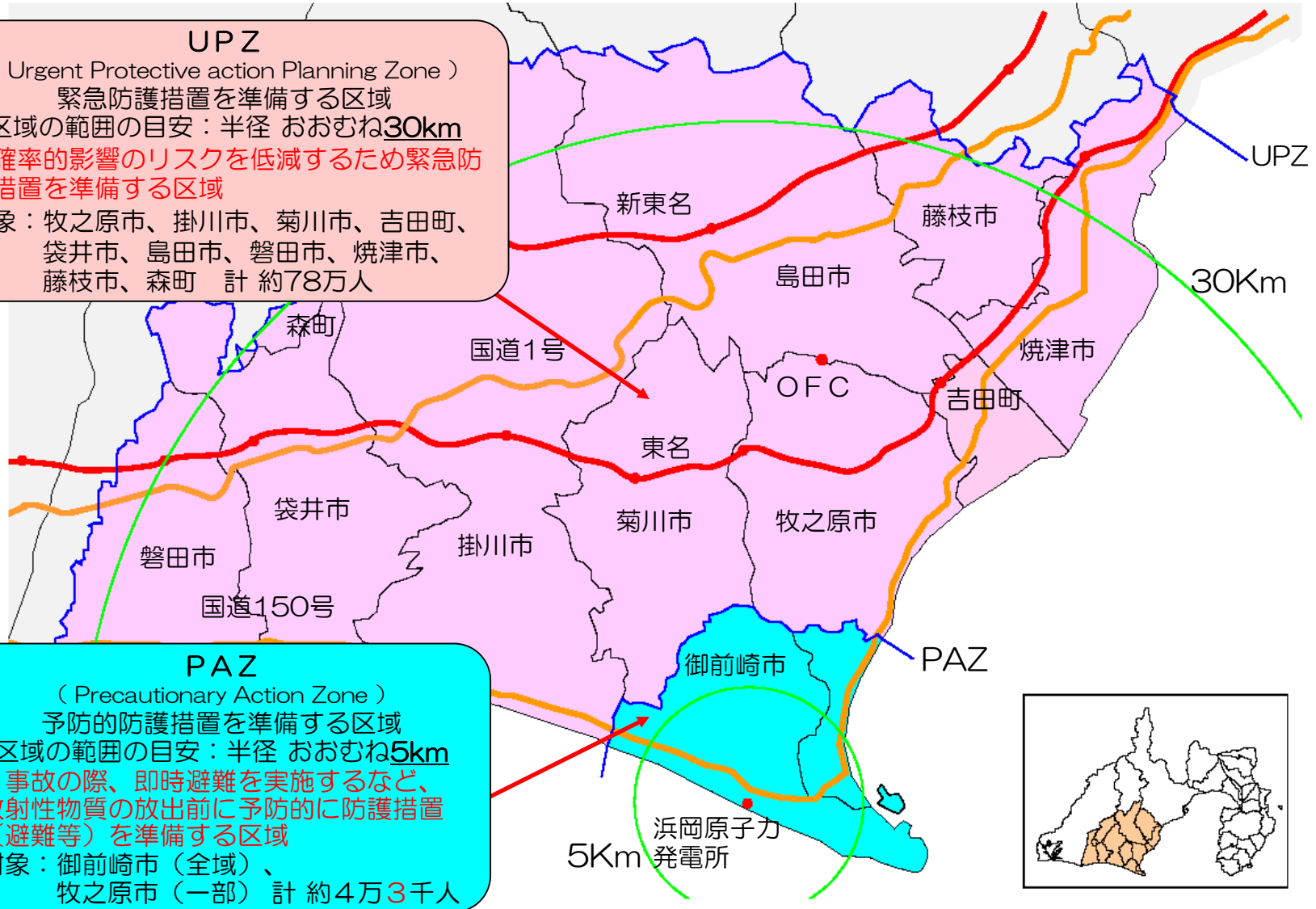
( Urgent Protective action Planning Zone )

緊急防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 おおむね**30km**

確率的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を準備する区域

対象：牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、森町 計約78万人



## PAZ

( Precautionary Action Zone )

予防的防護措置を準備する区域

区域の範囲の目安：半径 おおむね**5km**

事故の際、即時避難を実施するなど、放射性物質の放出前に予防的に防護措置（避難等）を準備する区域

対象：御前崎市（全域）、牧之原市（一部） 計約4万3千人

# 対象となる地域

※令和5年4月1日現在

市町名	PAZ内人口	UPZ内人口	市町総人口
御前崎市	30,547	0	30,547
牧之原市	11,977	31,261	43,238
掛川市	—	115,589	115,589
菊川市	—	47,582	47,582
吉田町	—	29,217	29,217
袋井市	—	88,278	88,278
島田市	—	91,598	96,130
磐田市	—	123,574	167,375
焼津市	—	136,623	136,623
藤枝市	—	107,824	141,857
森町	—	3,308	17,340
合計	42,524	774,854	913,776

県民の約4分の1にあたる約82万人がPAZ・UPZ内に居住している。

富国有徳の理想郷 - しずおか

ふじのくに



# 避難元市町ごとの避難先（PAZ）

全面緊急事態となった場合、PAZの住民等の避難を実施する。避難を迅速、確実に実施するため、PAZに係る避難元市毎の避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え、同表の県と協議をしている。

避難方向	避難元市	避難先1 (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先2 (大規模地震との複合災害時などで避難先1に避難できない場合)
西方	御前崎市	静岡県内（浜松市）	長野県
東方	牧之原市 (PAZ)	山梨県	長野県



# 避難元市町ごとの避難先（UPZ）

全面緊急事態となった場合、UPZにおいて住民等の屋内退避を実施する。  
 政府原子力災害対策本部が、特定した範囲の住民の避難又は一時移転を実施する。避難等を迅速、確実に実施するため、避難先をあらかじめ定めるよう、下表の県内の避難先に加え同表の都県と協議をしている。

避難方向	避難元市町	避難先1（原子力災害が単独で発生した場合等）	避難先2（大規模地震等複合災害時などで避難先1に避難できない場合）
東方	島田市	県内（中部、東部、賀茂）	東京都
	藤枝市	神奈川県	埼玉県
	焼津市	県内（東部）、神奈川県	
	吉田町	県内（静岡市、富士宮市）	群馬県
	牧之原市(UPZ)	山梨県	
西方	菊川市	県内（浜松市、湖西市）、愛知県	富山県
	掛川市	愛知県	
	袋井市	三重県	福井県
	磐田市	岐阜県	石川県
	森 町	県内（森町内）	静岡県内（森町内）







# 避難の流れ



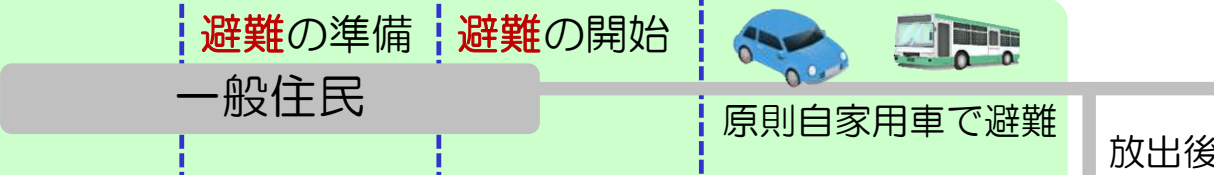
警戒事態  
御前崎市で震度6弱等

施設敷地緊急事態  
発電所全交流電源喪失の継続等

全面緊急事態  
原子炉冷却機能の喪失等

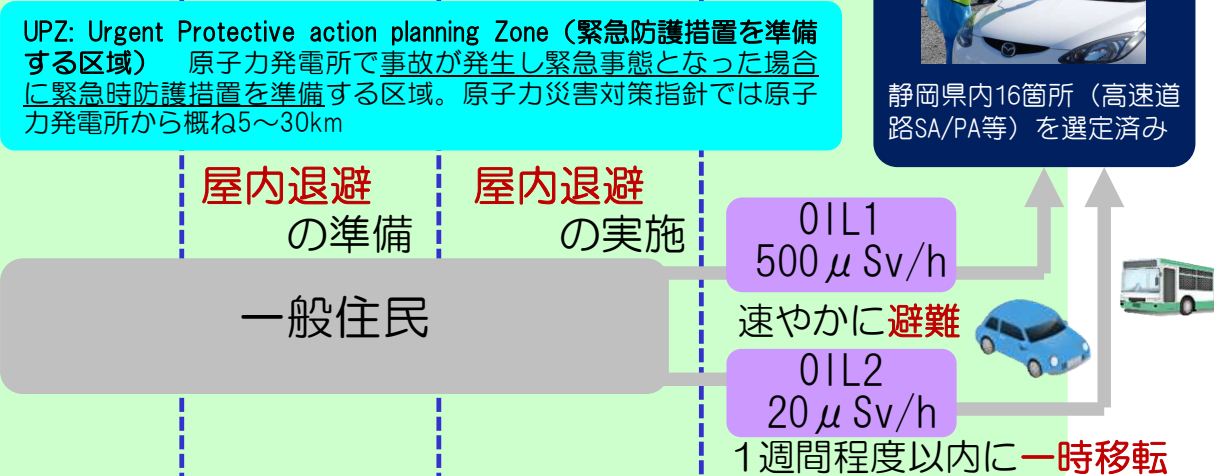
緊急防護措置  
放射性物質の放出

PAZ  
御前崎市(全域)  
牧之原市(一部)



PAZ: Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域) 放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する区域。原子力災害対策指針では原子力発電所から概ね5km

UPZ  
牧之原市(PAZ除く)  
菊川、掛川、袋井、焼津市  
吉田町(以上全域)  
藤枝、島田、磐田市、森町(以上一部)



UPZ: Urgent Protective action planning Zone (緊急防護措置を準備する区域) 原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった場合に緊急時防護措置を準備する区域。原子力災害対策指針では原子力発電所から概ね5~30km

避難先地域

- 単独災害等：静岡県内 東海地方・南関東地方・山梨県
- 上記に避難できない場合(複合災害時等)：北陸地方・北関東地方・長野県

避難経由所

ランドマーク的施設(運動公園、体育館、文化ホール等)

避難所

避難所

原子力災害時に住民を迅速に避難させる体制づくりが課題

# 一般住民と要配慮者の避難方法の違い

## 一般住民の場合

移動方法	自家用車
避難先(複合災害)	県外の避難所

## 要配慮者

移動方法	福祉車両
避難先(複合災害)	近隣の施設等

- 一般住民のように遠距離に避難できるわけではない。  
→31km圏外の施設へ移動する等の方策が必要。
- 移動方法をどのように確保するのか。
- 施設職員等は同行するのか。



# ガイドライン作成の経緯について

## ・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、本県においては、万が一、中部電力株式会社浜岡原子力発電所の事故により、原子力災害が発生した場合に備えて、本県内の社会福祉施設等（以下「施設」）の管理者（以下「施設管理者」）があらかじめ避難計画作成することとしています。このガイドラインは、基本的考え方を整理することにより、特に高齢者入所施設における原子力災害時における避難計画の作成を支援することを目的としています。

## ・計画を作る根拠

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の「原子力災害事前対策（第2章）の避難収容活動体制の整備（第8節）」（3）には施設管理者が「原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。」となっています。

## 静岡県地域防災計画(原子力災害対策編)より抜粋

### 第2章 原子力災害事前対策

#### 第8節 避難収容活動体制の整備

##### 3 要配慮者の避難誘導・移動体制等の整備

(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとし、県は市町を支援する。

① 必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の要配慮者等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。

② 所在市及び関係周辺市町に対し、要配慮者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。



# ガイドライン及びひな型の使い方①

## II. 原子力防災に関する基礎知識

### 1. 原子力災害

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）によると、原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因して放射性物質又は放射線が原子力施設外に異常放出されたことにより生じる被害とされています。

原子力災害により人体に影響を与える可能性のある「被ばく」には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。原子力災害対策の実施に当たっては、これら双方への対処を十分に検討して、無用な被ばくを回避することが大切です。

図表 II-1 被ばくの種類と概要

被ばくの種類	概要
外部被ばく	体外にある放射性物質から出る放射線による被ばく

### 6. 施設利用者情報の整理

平時から利用者等の基本情報や心身の状態、緊急時におけるその情報に関する記録「様式5 施設利用者情報カード」を

図表 III-5 施設利用者情報カードの内容

施設利用者情報カード

利用者番号	担当者名 (避難誘導責任者)	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生
利用者 氏名	性別	性 別	男・女
		血液型	型
留意事項	既往歴	生活機能に関する留意事項	※障害・介護の程度などを具体的に記入
	現病歴		
	栄養・運動	意思疎通	※普段行っている方法を記入

・ガイドブックには計画の作り方のほか、原子力防災に関する基礎知識や避難方法についても掲載をしている。  
 ・ガイドブックを確認しながら、ひな型の必要部分を記載していくことで計画を作成をする。

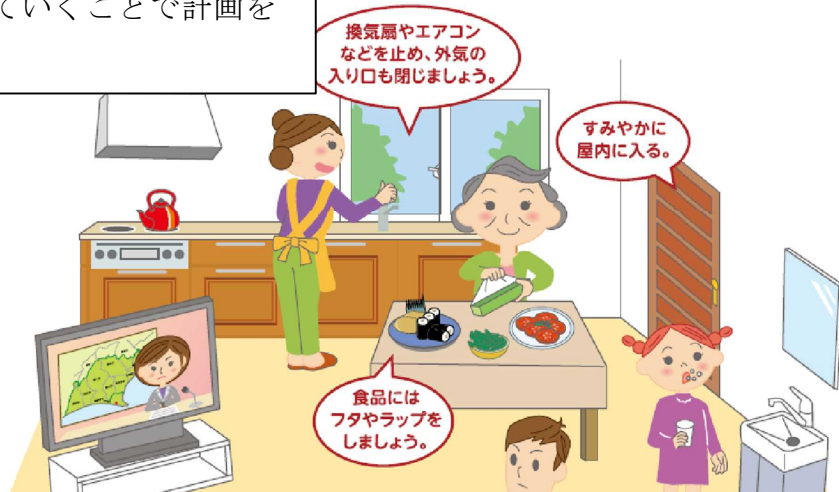
### (2) 原子力災害対策指針に基づく発電所の状況に基づく防護措置

原子力発電所で事故が発生した場合、「発電所の状況」、「放射性物質が放出状況」、「放射線の測定結果」等に基づき屋内退避や避難等の防護措置が判断され、指示が出ます。

図表 II-6 原子力災害対策特別措置法に基づく通報と事態の流れ

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
御前崎市で震度6弱以上の地震が観測された時など	<b>警戒事態</b> 異常事態の発生、またはそのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
	<b>放射線緊急事態</b> 放射線による影響が起こる可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を行うよう指示が出ます。	屋内退避の準備を行うよう指示が出ます。

#### V-1 屋内退避のポイント



# ガイドライン及びひな型の使い方②

## 3 原子力災害対応計画<事前対策編>

### (1) 原子力災害対策に関する現状確認

施設における原子力災害対策について、施設管理者や施設の防災担当は、「様式1 原子力災害対応のためのチェックシート（平常時/PAZ災害発生時/UPZ災害発生時）」のうち「平常時」のチェックシートをもとに現状の対策状況を確認する。そのうえで、対策が不十分な項目については、以降の対応を実施して対策を講じ、定期的な見直しや更新を図る。

### (2) 原子力災害対策委員会の設置と役割分担の設定

#### ① 委員会の設置

施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」）を設置する。また、委員会の下に、原子力災害対策を執り行う情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を設置する（「様式2 施設内体制表」）。

委員長は、各班の班長を定め、班長は委員会の委員を担う。また、各班はあらかじめ定めた「様式1 原子力災害対応のためのチェックシート（平常時/PAZ災害発生時/UPZ災害発生時）」のうち「平常時」をもとに各種事前対策を実行する。

#### ② 既存組織の活用及び委員会の設置が難しい場合の対応

既に災害対策等について検討・準備する組織を設けている場合は、当該組織内で本委員会の審議事項等各班の取組みを検討・実施することができる。

また、施設規模などから委員会の設置が難しい場合は、以下に示す委員会の審議事項を参考に、施設管理者を中心に職員間の検討の場を少なくとも年1回は設けることで対応する。併せて、全ての対策班の設置が難しい場合は、「様式2 施設内体制表」や本計画の記載事項を参考に実施すべき対応を網羅したうえで、適宜班の統合や担当者の兼務を検討する。

#### ③ 委員会の開催・審議事項

黄色マーカー部分を修正してもらえれば完成するようになっている。

成し、~~毎年~~は年に○回（開催頻度を記載。最低年1回は実施）ときに開催する。  
 して審議・検討を行う。職員配置や施設設備等、環境変化が計画の修正を行う。併せて、~~県~~○市（地元自治体名を記載）と連携し、改訂内容について把握するとともに、適宜修正を行う。

図表 3-1 委員会の審議事項

- ① 原子力災害避難計画の策定、検証及び改訂に関すること
- ② 応急対策本部の編成及び活動に関すること

### 4 施設利用者等の状況（令和○年3月時点）（以下の欄を適宜修正）

利用者数	総数 ○○名(入所:○○名 通所:○○名)
利用者の状況 (利用者の移動方法を記載してください)	寝たきり(ストレッチャー等)での移動: 名
	車椅子での移動: 名
	サポートありでの歩行移動: 名
	サポートなしでの歩行移動: 名

### 5 設備等の状況（以下の欄を適宜修正）

建物の概要	構造: RC造、鉄骨造、木造等
	階層数: ○階建て
	敷地面積: ○○㎡(延べ床面積)
	部屋数: ●部屋
	【施設内設備】
	非常用電源の有無: 有り、無し
設備・車両等 (施設が所有している通信設備や車両の情報について記載してください)	放射線防護対策の有無: 有り、無し
	【通信設備】
	固定電話○○台
	携帯電話○○台
	衛星電話○○台
	防災無線の有無: 有り、無し
	【保有車両】
	福祉車両大型: ○台
	福祉車両中型・小型: ○台
	乗用車: ○台
その他車両(自由記述): ○○台	

# ガイドライン及びひな型のダウンロード

- 県ホームページにおいて掲載

URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/event/guideline1.html>

QRコード:

